令和７年

第６回　南魚沼市農業委員会総会会議録

日　時　　令和７年６月 25 日　午前９時 00 分～
場　所　　南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者　　南魚沼市農業委員会長　並木　孝夫

日程　１　会期の決定について
日程　２　会議録署名委員の指名について(11 番宮田　京子委員、12 番荒川　敦委員)
日程　３　諸般の報告　：　別紙のとおり
日程　４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告について
日程　５　第２号報告　農地移動適正化あっせん委員の指名について
日程　６　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について
日程　７　第２号議案　農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について
日程　８　第３号議案　農地法第４条の規定による許可申請について
日程　９　第４号議案　農地法第５条の規定による許可申請について
日程　10　第５号議案　令和６年度最適化活動の点検・評価について
日程　11　協議第１号　農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程　12　協議第２号　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
日程　13　その他

○令和７年７月３日（木）　　13：30～
・食育出前授業
【おおまき小学校】　　〈大巻・城内地区委員〉

○令和７年７月 10 日（木）　　15：30～
・令和７年度農業委員会中越協議会総会
【十日町市：ラポート十日町】　　〈会長〉

○令和７年７月 16 日（水）　　10：30～
・第 112 回常設審議委員会
【新潟市：ＪＡ新潟ビル】　　〈会長〉

○令和７年７月 16 日（水）　　13：40～
・食育出前授業
【石打小学校】　　〈石打・塩沢地区委員〉

○令和７年７月 25 日（金）　　14：00～
・第７回農業委員会総会
【大和庁舎：旧議場】　　〈全員〉

○令和７年７月 25 日（金）　　18：00～
・農業委員会暑気払い
【茗荷沢：ニューあおき】　　〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

１番	青木　日出男	２番	田邉　　浩	３番	樋口　　隆
４番	小幡　武重	５番	関　　昭夫	６番	上村　　哲
７番	小林　憲一	８番	中俣　　渉	９番	佐々木　大輔
10 番	西野　徳光	11 番	宮田　京子	12 番	荒川　　敦
13 番	篠田　　猛	14 番	片桐　　京	15 番	山﨑　輝代
16 番	高橋　　宏	17 番	大平　泰弘	18 番	原澤　　眞
19 番	並木　孝夫				
推１番	桑原　宏太	推２番	松田　伸児	推３番	飯酒盃　大祐
推４番	山田　利広	推５番	笛木　正計	推６番	関　　佐智
推７番	小林　久雄	推８番	星野　覚雄	推９番	阿部　　勉
推 10 番	山岸　健一	推 11 番	宮崎　　実	推 12 番	林　　幸次
推 13 番	小杉　　進			推 15 番	関　　晃
推 16 番	島田　徳敏	推 17 番	長谷川　政一	推 18 番	勝又　信行
推 19 番	志太　要一	推 20 番	櫻井　　隆	推 21 番	髙村　英男
推 22 番	井口　　博	推 23 番	水澤　利徳	推 24 番	牛木　友哉

欠席委員は１名である。

推 14 番　片桐　健二

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	関井　雅弘	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下　悠紀	農地係主事	田村　萌
農林課係長	関　卓也		

（会長、議長席に着く）

（９時 00 分開会）

議　　長　　それでは、令和７年第６回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員が 19 名、推進委員が 23 名で合計 42 名の出席となり、総会は成立します。

日程１　会期の決定について

議　　長　　日程１　会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、会期は本日一日といたします。

日程２　会議録署名委員の指名について

議　　長　　日程２　会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、11 番宮田京子委員、12 番荒川敦委員にお願いいたします。

日程３　諸般の報告

議　　長　　日程３　諸般の報告について、別紙のとおりですが、皆様方から何かありますでしょうか。

無いようでしたら、私の方から、別紙の諸般の報告内容について少しだけ説明をさせていただきます。

５月 28 日～29 日に全国農業委員会会長大会ならびに新潟県農業委員会会長東京集会があり、出席させていただきました。新潟県内 27 の会長と、全国農業委員会会長大会に出席

した後、夜には、県選出の衆議院議員の皆さんと懇談会という形で意見交換をさせてもらってきました。

６月 20 日の農業再生協議会通常総会ならびに 24 日の農業会議第 138 回通常総会につきましては、いずれも決算報告と新年度の予算のみで、特別な報告事項はありませんでした。

農業会議通常総会と同日開催の市町村農業委員会会長会議につきましては、全国農業会議所の宮﨑専務からおいでいただき、講演をいただきました。この内容については、今後方向性がもう少し見えたら、また報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

他にございますでしょうか。無いようでしたら、諸般の報告を終了させていただきます。

日程４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告について

議　　長　　日程４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第１号報告朗読）

（１）農地転用事実確認書の交付について

３ページをご覧ください。前回総会以降４件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

（２）農地法第 18 条第６項の賃貸借の解約通知について

５ページをご覧ください。今月は６件です。

１番、茗荷沢の台帳畑、現況田１筆、売買のための解約です。後ほどあっせん売買があがってきます。

２番、雷土の田１筆、新潟県農林公社仲介の案件で、耕作者の都合による解約です。

３番、美佐島の田１筆、転用申請のための解約です。後ほど５条申請があがってきます。

４番、長森の田１筆、第三者に譲渡するための解約です。後ほど３条申請があがってきます。

５番、上十日町の田５筆、贈与するための解約です。後ほど３条申請があがってきます。
６番、上十日町の畑１筆、借受人高齢のための解約です。

（３）農地法の適用を受けない事実確認について
８ページをご覧ください。今月は８件です。
１番、樺野沢新田の登記田、現況宅地１筆です。この土地は、宅地の隣にある面積が微少な農地であり、耕作が困難であるため耕作放棄地化したということです。農地でなくなった年月日は不詳、資料については１～２ページをご覧ください。
現地は宮田委員から確認していただき、５月９日に非農地証明を発行しております。
２番、山口の登記畑、現況原野１筆です。この土地は、かつて耕作していた父が亡くなり、耕作ができなくなり耕作放棄地化したということです。農地でなくなったのは昭和年月日不詳、資料については３～４ページをご覧ください。
現地は松田委員に確認いただき、５月 15 日に証明書を発行しております。
３番、山口の登記畑、現況原野２筆です。この土地は、亡くなった父が高齢になり耕作できなくなったため耕作放棄地化したということです。耕作できなくなったのは昭和年月日不詳、資料については３～４ページをご覧ください。
現地は松田委員に確認いただき、５月 15 日に証明書を発行しております。
４番、山口の登記畑、現況原野と山林６筆です。この土地は、亡くなった夫が病気で耕作できなくなり耕作放棄地化したということです。農地でなくなったのは昭和年月日不詳、資料については３～４ページをご覧ください。
現地は松田委員に確認いただき、５月 15 日に証明書を発行しております。
５番、樺野沢の登記原野、現況原野１筆です。こちらは登記が原野となっておりますが、固定資産税の課税の地目がまだ農地評価であるため、非農地証明を申請したものです。農地台帳にあった土地ではありますが、山間部の農地であり、耕作条件が悪く、耕作放棄地化したということです。農地で

なくなったのは昭和年月日不詳、資料については５～６ページをご覧ください。

現地は宮田委員に確認いただき、５月 26 日に証明書を発行しております。

６番、樺野沢の登記畑、現況雑種地１筆です。こちらの土地は山間部の農地であり、耕作条件が悪く耕作放棄地化したということです。農地でなくなったのは昭和 43 年 12 月 20 日、資料は７～８ページをご覧ください。地図を見ると分かりやすいのですが、スキー場のゲレンデの中にあります。通常の表記と違った地番の表記ですが、農地台帳には存在していたため、こちらを非農地としたいということで申請があがったものです。

調査によりますと、８ページの手書きの線が引いてある場所がおおよその境界線ではないかということです。

現地は宮田委員に確認いただき、５月 26 日に証明書を発行しております。

７番、樺野沢の登記畑、現況原野１筆です。こちらの土地は山間部にあり、耕作条件が悪く耕作放棄地化したということです。農地でなくなったのは昭和年月日不詳、資料については９～10 ページをご覧ください。

現地は宮田委員に確認いただき、５月 26 日に証明書を発行しております。

８番、藤原の登記畑、現況雑種地１筆です。こちらの土地は土地改良によって分筆され、残地となり、耕作できなくなったため耕作放棄地化したということです。農地でなくなったのは昭和 51 年６月 22 日、資料については 11～12 ページをご覧ください。

現地は並木委員に確認いただき、５月 30 日に証明書を発行しております。

第１号報告につきましては、以上です。

議　　長　　ただいまの報告について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、第１号報告を終了させていただきま

す。

日程５　第２号報告　農地移動適正化あっせん委員の指名について

議　　長　　日程５　第２号報告　農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第２号報告朗読）

11ページをご覧ください。今月は２件です。

１番、長森の田２筆、4,446 ㎡、売買によるあっせんの申出です。所有者が現在遠隔地に住んでいるということで、こちらにある農地を処分していきたいということで、あっせんの申請があがったものです。

５月 23 日に水澤委員、松田委員にあっせん委員の指名をしております。

２番、大倉の田２筆、1,363 ㎡、売買によるあっせんの申出です。こちらは、自分で耕作できなくなったため、耕作できる方をあっせんしていただきたいということでの申出です。

５月 23 日に上村委員、高橋委員にあっせん委員の指名をしております。

第２号報告につきましては、以上です。

議　　長　　ただいまの報告について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、第２号報告は終了させていただきます。

日程６　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

議　　長　　日程６　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申

請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　（第１号議案朗読）

13ページをご覧ください。今月は20件です。

84番、山崎の田１筆、3,041㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり155円です。こちらは、所有者の方が亡くなり、法定相続人の方が全員相続放棄をされたことにより、相続財産清算人が選任されている農地です。今回、裁判所からの売却決定によりまして、近隣に居住する譲受人が取得するということであります。

譲受人は認定農業者であり、譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

85番、柳古新田の畑１筆、556㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 45 円です。県外に住む所有者の財産処分の意向を受け、譲受人が農地を耕作するために買い受けるというものです。

譲受人には経営農地がなく、新規就農ということになりますが、自家消費用の野菜を作付けしたいということで、営農計画書の提出を受けております。営農計画書等から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

86番、芹田の田１筆、2,449㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり408円です。所有者の財産処分の意向を受け、近隣で耕作をされている譲受人の方が申請地を耕作するために買い受けるというものです。

譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

87番、城山新田、五日町の田９筆、7,836㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり383円です。所有者の財産処分の意向を受け、近隣で耕作をされている譲受人の方が申請地を耕作するために買い受けるというものです。

譲受人は認定農業者であり、機械の所有状況や農業の経験、従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、

申請は許可相当であると判断しております。

88番、長森の田と畑２筆、483㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり104円です。申請者は所有者の財産処分の意向を受け、弟である譲受人がこちらの農地を買い受けるというものです。

譲受人には経営農地がなく、新規就農ということになるのですが、野菜や水稲の作付けをするということで、営農計画書の提出を受けております。営農計画書等から農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

また、譲受人の方の住所が市外となっていますが、週のうち４日は市内で生活をしているということですので、農地法で規定する常時従事要件についても問題はないものと判断いたします。

89番、長森の畑１筆、113㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり88円です。譲渡人は88番の譲渡人と同じ方です。申請地は譲受人の自己所有地と相分けになっている土地で、一体的に耕作するために買い受けるというものです。

譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

90番、野田の田１筆、320㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり156円です。申請地は譲受人の所有農地と隣接している農地で、耕作の効率性を高めるために買い受けるというものです。

譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

91番、大杉新田の畑１筆、710㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり282円です。所有者の財産処分の意向を受け、譲受人の方が、新たに住宅を購入するにあたり、その住宅地に隣接している農地を耕作するために買い受けるというものです。

譲受人には経営農地がなく、新規就農になるのですが、自家消費用の野菜を作付けしたいということで、営農計画書の提出を受けております。営農計画書等から農地の効率的な利

用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

92番、美佐島の田１筆、190㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり1,053円です。申請地は譲受人の自己所有地と隣接しており、一体的に耕作するために買い受けるというものです。

譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

93番、島新田、塩沢の田９筆、5,248㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり476円です。所有者の財産処分の意向を受け、こちらの農地を借り受けて耕作をされていた譲受人の方が引き続き農地を耕作するために買い受けるというものです。

譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

94番、大里の田と畑５筆、11,597㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり362円です。所有者の財産処分の意向を受け、こちらの農地を借り受けて耕作をされていた譲受人の方が引き続き農地を耕作するために買い受けるというものです。

譲受人は認定農業者であり、機械の所有状況や農業の経験、従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

95番、大木六の田３筆、3,194㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり250円です。譲受人は認定農業者であり、経営規模拡大を図るため、この農地を買い受けるというものです。

譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

96番、大沢の田１筆、177㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり282円です。譲受人の自宅近くにある申請地を買い受けるというものです。地目は田となっておりますが、現在は畑として利用されており、譲受人の取得後も畑と

して耕作したいということで、営農計画書の提出を受けております。

営農計画書等から農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

97番、上十日町、泉盛寺の田と畑９筆、4,959㎡、贈与による所有権移転です。申請者は親子の関係であり、親が高齢になったため、近隣に居住する譲受人が農地を譲り受け、耕作するというものです。

田については水稲を作付けし、畑については自家消費用の野菜を作付けするということで、営農計画書の提出を受けております。営農計画書等から農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると考えております。

98番以降は賃借権の設定です。

98番、99番は同じ譲受人の方の案件です。

98番、門前の田１筆、502㎡、10年間の賃借権の設定で、対価は総額11,000円です。

99番、門前の田１筆、505㎡、10年間の賃借権の設定で、対価は総額11,000円です。

98番、99番案件について、譲受人の方は認定農業者です。譲受人の農地の経営状況や機械の所有状況、農作業への従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると考えております。

100番、101番は同じ譲受人の方の案件です。

100番、一村尾の田２筆、3,285㎡、10年間の賃借権の設定で、対価は10ａあたり90kgです。

101番、一村尾の田７筆、5,580㎡、10年間の賃借権の設定で、対価は10ａあたり60kgです。

申請理由がいずれも賃借権の再設定となっているのですが、これらの農地はもともと新潟県農林公社を仲介しての賃借権が設定されていたのですが、期間満了に伴い、農地法第３条での契約更新をしたいというものです。

譲受人は農地所有適格法人であり、認定農業者です。譲受人の農地の経営状況や機械の所有状況、農作業への従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると考えております。

102番、大崎の田と畑３筆、2,369㎡、10年間の賃借権の

設定で、対価は総額40,000円です。

譲受人の方には経営農地がないのですが、認定新規就農者の方です。申請地は田となっているところもあるのですが、全て畑として活用し、作物を栽培するということで、営農計画書の提出を受けております。

営農計画書から農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると考えております。

103番、吉山新田の田7筆、12,192㎡、10年間の賃貸借権の設定で、対価は10aあたり60kgです。

譲受人の方は認定農業者であり、農地の経営状況や機械の所有状況、農作業への従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると考えております。

第1号議案については以上です。

議　　長　　関係委員がおられます。農業委員15番山﨑輝代委員の除斥を求めます。

（15番山﨑委員退席）

13ページ　84番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。13ページ84番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、84番案件は原案のとおり承認されました。山﨑委員の除斥を解きます。

（山﨑委員着席）

続いて、農業委員 10 番西野徳光委員の除斥を求めます。

（10 番西野委員退席）

14 ページ　88～89 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。14 ページ 88～89 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、88～89 番案件は原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

（西野委員着席）

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。84 番、88 番、89 番案件を除く他の案件については原案のとおり承認する

にご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請については原案のとおり承認されました。

日程７　第２号議案　農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について

議　　長　　日程７　第２号議案　農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事　　（第２号議案朗読）

19 ページをご覧ください。今月は１件です。

１番、浦佐の畑１筆、577 ㎡、平成 16 年８月 19 日付で農地法第５条の許可を受けた案件で、後ほど説明する農地法第５条の 18 番案件と関連の案件です。資料は 13～15 ページをご覧ください。

当初計画者は、長男家族がＵターンするにあたり、長男家族のための住宅を建築するために許可を受け、その後所有権移転まで行いましたが、長男が仕事の都合で転勤地に住宅を建築したため、事業計画を断念せざるを得なくなったということです。

事業計画変更の内容としましては、承継者は現在の住居が手狭になり、勤務地に近い申請地に住宅を建築するため、申請をするというものです。また、土地所有者から承継者への所有権移転も発生しますので、先ほども申し上げたように、農地法第５条の許可申請にも関連案件があがってきます。

第２号議案については以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を求めます。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第２号議案農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請については、原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第２号議案は原案のとおり承認されました。

日程８　第３号議案　農地法第４条の規定による許可申請について

議　　長　　日程８　第３号議案　農地法第４条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事　　（第３号議案朗読）

21 ページをご覧ください。今月は２件です。

９番、山崎の田１筆、332 ㎡、転用目的は作業所建築のためです。資料は 16～18 ページをご覧ください。

内容は作業所を建築したいというものなのですが、既に亡くなった所有者が昭和 49 年に申請地に作業所を建築し、昭和 53 年に同規模の増築を行い、許可を得ていなかったことがこのたび判明したということで、顛末についての始末書を提出していただいております。

この農地は、集落内にある生産性の低い第２種農地ですが、集落に接続した農地を作業所に利用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えております。

10 番、小栗山の畑１筆、307 ㎡、転用目的は一般住宅用敷地のためです。資料は 19～21 ページをご覧ください。

内容は、既存住宅に長男夫婦が入居するため、新たに住宅

を建築したいというものです。また、申請地にはもともと作業場があったため、農地としての認識がなく、平成８年７月頃に住宅を建築してしまったということがこのたび判明し、始末書を提出していただいております。

この農地は、集落内にある生産性の低い第２種農地ですが、集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えております。

第３号議案については以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を求めます。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第３号議案農地法第４条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第３号議案は原案のとおり承認されました。

日程９　第４号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

議　　長　　日程９　第４号議案　農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事　　（第４号議案朗読）

23 ページをご覧ください。今月は３件です。

18番、浦佐の畑１筆、577㎡、売買による所有権移転で、転用目的は一般住宅建築のためです。資料は 13～15 ページをご覧ください。事業計画変更承認申請の１番の内容と関連しておりまして、譲受人の計画については先ほど申し上げたとおりです。

この農地は、都市計画法で定められた用途区域内にある第３種農地で、一般住宅適正面積の目安以上の規模ではありますが、利用計画図等から計画面積は適当であり、原則許可ということになります。

19番、美佐島の田１筆、709㎡、売買による所有権移転で、転用目的は診療所建築用地及び駐車場用地の造成のためです。資料は22～24ページをご覧ください。

内容は、医療法人が診療所を建築し、営業するにあたり、譲受人がそのための診療所建築用地の造成及び駐車場用地の造成を行いたいというものです。

この農地は、都市計画法で定められた用途区域内にある第３種農地で、用途区域内の農地であるため、宅地造成のみを目的とした農地転用も可能です。また、建築予定の建物規模、利用計画図等から計画面積は適当であり、原則許可ということになります。

20番、塩沢の田と畑２筆、454㎡、売買による所有権移転で、転用目的は一般住宅建築のためです。資料は 25～27 ページをご覧ください。

譲受人は現在妻の実家に居住しておりますが、子どもの成長に伴い、住居が手狭となったため、新たに住宅を建築したいという内容です。

この農地は、集落内にある生産性の低い第２種農地でありますが、集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えております。

第４号議案については以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第４号議案農地法第５条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第４号議案については原案のとおり承認されました。

日程 10　第５号議案　令和６年度最適化活動の点検・評価について

議　　長　　日程 10　第５号議案　令和６年度最適化活動の点検･評価についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。関井局長。

関井局長　　（第５号議案朗読）

国からの通知により、農業委員会は、農業委員会それから推進委員等の最適化活動の点検・評価を実施することとされており、このたび議案としてあげるものです。

25 ページをご覧ください。はじめに、別紙様式５の令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてです。

農業委員会の状況についてですが、こちらは令和６年４月１日現在の状況について記載してあります。

めくっていただき、26 ページです。最適化活動の成果目標です。（１）農地の集積をご覧ください。③実績でありますが、目標の 62.3％に対して、令和６年度末の集積率は 60.7％ですので、目標に対する達成状況は 96.0％となりました。達成状況が 90％以上ですので、期待どおりの結果としております。

続いて（２）遊休農地の発生防止・解消です。27 ページに

③実績とありますが、既存遊休農地の解消では、令和６年度の解消面積は 0.05ha で、目標に対する達成状況は 8.5%となりました。新規発生遊休農地の解消では、令和５年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積は 0.6ha ですので、全て解消したことになります。

続いて、（３）新規参入の促進です。28 ページをご覧ください。③実績でありますが、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は、ゼロでありました。また、新たに農地の権利を取得して農業に参入した経営体は 1、取得農地面積は 0.25ha でありました。

次に、最適化活動の活動目標の（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標は月７日としておりました。実績でありますが、ページ飛びまして 32 ページの別紙様式４に記載がありまして、実績は月 11.5 日でした。28 ページに戻っていただき、（２）活動強化月間の設定、及び 29 ページの（３）新規参入相談会への参加については、それぞれ年度当初に設定した目標どおりの実績でした。

29 ページ下段の目標の達成状況の評語であります。これは各目標の達成度合いが点数化され、その点数に応じて評語が記載されます。農業委員会全体の評価として、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という評語となりました。

その下の、推進委員等の点検・評価結果については、後ほど説明する 31 ページの別紙様式３の推進委員等の最適化活動の点検・評価に基づき、委員ごとに点検・評価を行い、評語ごとの該当する委員の人数を記入しております。

めくっていただき 30 ページは、事務の実施状況として、総会等の開催実績、農地法第３条に基づく許可事務、農地転用に関する事務、違反転用への対応について、記入しております。

続いて、31 ページの別紙様式３、ならびにＡ３で配布しております第５号議案関係資料をご覧ください。

こちらは、推進委員等の最適化活動の点検・評価を行うものです。

（１）最適化活動の実施状況については、皆様から提出いただいた活動記録簿を基にした表です。また、すぐ下の（２）の①成果目標の達成状況については、南魚沼市農業委員会全

体の数値を担当区域ごと、委員ごとに案分した数値を記入しています。

右下の②自己の点検・評価については、委員ごとの最適化活動の実施状況、成果目標の達成状況に基づいて、記載させていただいております。

左下の２、農業委員会による点検・評価の「全体としての評語」には、委員ごとの最適化活動の実施状況、成果目標の達成状況が点数化され、その点数に応じた評語が記載されます。

最後になりますが、この点検・評価には総会で出された意見を記載する必要があり、意見として「全ての農業委員・農地利用最適化推進委員が各担当区域において、農地利用の最適化に取り組んだ。次年度も委員が相互に連携・協力しながら、農地利用の最適化が図られるよう継続的に取り組むこととする」という内容にしています。

32 ページの別紙様式４ならびに 33 ページの別紙様式６は、先ほど説明した別紙様式５の内容をまとめたものです。

なお、初めにも説明しましたが、この議案が議決されましたら、別紙様式５の「令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、市のホームページに公表することとなります。

第５号議案については以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を求めます。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第５号議案令和６年度最適化活動の点検・評価については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第５号議案については原案のとおり承認されました。

議　　長　　暫時休憩といたします。

（10 時 00 分休憩）

議　　長　　休憩前に引き続き、議事再開いたします。

（10 時 45 分再開）

日程 11　協議第１号　農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議　　長　　日程 11　協議第１号　農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（協議第１号朗読）

今月も新潟県農林公社仲介の売買、貸借の案件につきまして、農用地利用集積等促進計画案の作成が行われ、南魚沼市長から農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての依頼が来ておりますので、意見がある場合にはお願いいたします。

35 ページをご覧ください。最初に売買の案件です。今月は２件です。

今までにも何回か説明をさせていただいているのですが、新潟県農林公社仲介の売買においては、いったん所有者から新潟県農林公社へ農地の所有権が移されまして、その後、新潟県農林公社から売渡人の方へと農地の所有権が移転される流れになります。

１番、奥の田５筆、4,335 ㎡、対価は 10ａあたり 42 万円です。県公告の予定は令和７年８月 29 日です。表の中の売渡人は農地を購入する予定者のことであり、１番の売渡人は認定農業者です。

２番の案件は、所有者が１番の方と同じ方です。

２番、奥の田４筆、5,692 ㎡、対価は 10ａあたり 42 万円

です。県公告の予定は１番案件と同じく令和７年８月 29 日で、売渡人は認定農業者です。

36 ページからは、貸借の案件です。

36～38 ページは地域計画区域内の貸借の案件です。

1～23 番は浦佐、五箇の農地についての賃借権の設定です。耕作者はいずれも同一の農地所有適格法人で、対価は全て 10ａあたり 20,000 円です。

24～25 番、長崎の畑２筆、使用貸借権の設定です。耕作者である法人は、認定農業者です。

26～29 番、大木六の田４筆、使用貸借権の設定です。耕作者は先ほどの譲受人と同じ方で、認定農業者です。

30～37 番、浦佐、茗荷沢の田８筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 15,000 円です。耕作者である法人は認定農業者です。

38～40 番、山谷の田と畑３筆、賃借権の設定で、対価は総額８万円です。

41～43 番、畔地の田３筆、賃借権の設定で、対価は総額５万円です。38～43 番の耕作者である法人は認定農業者です。

44～45 番、大崎の畑２筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 13,500 円です。耕作者の方は認定新規就農者です。

46～48 番、雷土新田の田３筆、賃借権の設定で、対価は 24,000 円です。

49～52 番、山崎の田４筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 24,000 円です。

53～59 番、雷土の登記畑、現況田７筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 24,000 円です。

46～59 番の案件の耕作者はいずれも同一の農地所有適格法人で、認定農業者です。

39 ページの案件につきましては、地域計画区域外の農地の貸借です。

１番、浦佐の田１筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 20,000 円です。

２番、東泉田の田１筆、賃借権の設定で、対価は総額 12,000 円です。

３～５番、畔地の田３筆、賃借権の設定で、対価は総額 50,000 円です。

１～５番の耕作者はいずれも認定農業者です。
６～９番、大崎の畑４筆、賃借権の設定で、対価はいずれも 10ａあたり 13,500 円です。耕作者の方は認定新規就農者です。
40 ページをご覧ください。最後に賃借権の移転です。もともと耕作されていた方が何らかの事情によりまして耕作できなくなったために、条件は従前のまま耕作権だけを譲り渡す申請です。
利用権を移転する者という欄に名前がある方がもともとの耕作者、利用権の移転を受ける者という欄に名前がある方が新たに耕作される方です。５件いずれも所有者は同じ方であり、新たな耕作者についてはいずれも認定農業者です。
協議第１号につきましては、以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を求めます。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第１号農用地利用集積等促進計画案に関する意見聴取については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、協議第１号は原案のとおり承認されました。

日程 12　協議第２号　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

議　　長　　日程 12　協議第２号　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてを議題といたします。事務局

の説明を求めます。農林課関係長。

農林課
関係長

（協議第２号朗読）

こちらの構想は略して基本構想といいます。

これは、まず農業経営基盤強化促進法という法律がありまして、これに基づいて都道府県が農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を策定しております。そして、都道府県が策定した基本方針に基づいて市町村が作成するものが基本構想です。つまり、国の促進法、県の基本方針、市の基本構想という建付けになっております。

基本構想は市の農業運営方針に関して総合的な計画を定めるものであり、５年ごとにその後の 10 年間を見通し、内容の見直しを行っております。直近ですと昨年度に目標年度の部分のみ変更を行いましたが、今年度は内容の大幅な見直しを行った令和３年度から５年が経過することから、文言や数値についても見直しを行い、現在の状況を加味した内容で変更を行います。

全体的な方向性や方針についての変更はなく、主な変更点は、文言の変更、数値の変更、内容の削除です。

まず、文言の変更につきましては、本文中の赤い文字が変更してある箇所になります。例えば、人・農地プランが地域計画に変わったように、法律や規約などの改正により表現や言い回しが変更となった部分です。

続きまして、数字の変更です。別冊の８ページをご覧ください。こちらには農業経営の指標として、営農類型ごとに経営規模や生産方式の指標の数字が入っております。

これは、標準的な労働時間により標準的な農業所得を得るために必要な経営規模を示したものであり、水稲単独で行う場合や、その他の作物も並行して栽培する場合など、いくつかのパターンを想定し、南魚沼地域振興局と協議の上、数字を作成しております。しかし、今後細かな修正が入る可能性はございます。

最後に、内容の削除です。これまでの基本方針には記載していましたが、国や県の法律や規約などの変更により、市が行う事業ではなくなり、この基本構想に盛り込む必要がなくなった事項については削除いたしました。具体的には、利用

権設定の促進事業に関する事項を削除しております。
　この基本構想につきましては、南魚沼地域振興局と協議の上、作成してお示ししたものでありますが、これから県に提出をした後、さらなる文言の修正などを求められる場合が想定されており、今後、軽微な変更は起きるものとご理解ください。
　最終的には令和７年９月の告示・公告というスケジュールで動いております。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を求めます。

（質問、意見なし）

　無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

　異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第２号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

　異議なしと認め、協議第２号は原案のとおり承認されました。

日程 13　その他

議　　長　　日程 13　その他についてですが、皆様から何かございますでしょうか。13 番篠田委員。

13 番篠田委員　　幹事会からの報告です。７月 25 日に暑気払いを開催いたします。
　以上です。

議　　長　　篠田幹事長、ありがとうございました。他に何かございま

すでしょうか。無いようでしたら、本日の総会は終了させていただきます。

（11 時５分閉会）

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和　　７年　　８月　２５日

南魚沼市農業委員会長	並　木　　孝　夫
会 議 録 署 名 委 員	宮　田　　京　子
会 議 録 署 名 委 員	荒　川　　敦